

**【表紙】**

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2026年6月29日提出
【計算期間】	第9期中(自 2025年9月30日至 2026年3月29日)
【ファンド名】	いちよし・インベスコ 世界中小型成長株ファンド
【発行者名】	いちよしアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 秋野 充成
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号
【事務連絡者氏名】	萩谷 洋昭
【連絡場所】	東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号
【電話番号】	03-6670-6711
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 1【ファンドの運用状況】

以下の運用状況は2026年 3月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## (1)【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	20,119,553,691	98.39
コール・ローン等、その他の資産(負債控除後)		328,569,014	1.61
合計(純資産総額)		20,448,122,705	100.00

## (2)【運用実績】

## 【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1計算期間末 (2018年 9月28日)	30,862	30,862	1.0428	1.0428
第2計算期間末 (2019年 9月30日)	15,648	15,648	0.8967	0.8967
第3計算期間末 (2020年 9月28日)	11,832	11,832	0.9297	0.9297
第4計算期間末 (2021年 9月28日)	12,606	12,606	1.3899	1.3899
第5計算期間末 (2022年 9月28日)	11,999	11,999	1.1863	1.1863
第6計算期間末 (2023年 9月28日)	13,970	13,970	1.4430	1.4430
第7計算期間末 (2024年 9月30日)	16,147	16,147	1.7084	1.7084
第8計算期間末 (2025年 9月29日)	20,406	20,406	1.9636	1.9636
2025年 3月末日	17,235		1.6758	
4月末日	16,746		1.6386	
5月末日	17,891		1.7514	
6月末日	18,985		1.8488	
7月末日	19,764		1.9215	
8月末日	20,081		1.9468	
9月末日	20,387		1.9613	
10月末日	21,180		2.0440	
11月末日	21,392		2.0847	
12月末日	21,418		2.0954	
2026年 1月末日	22,014		2.1616	
2月末日	22,962		2.2572	
3月末日	20,448		2.0233	

## 【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第1期	2017年 9月28日～2018年 9月28日	0.0000
第2期	2018年 9月29日～2019年 9月30日	0.0000
第3期	2019年10月 1日～2020年 9月28日	0.0000
第4期	2020年 9月29日～2021年 9月28日	0.0000

第5期	2021年 9月29日～2022年 9月28日	0.0000
第6期	2022年 9月29日～2023年 9月28日	0.0000
第7期	2023年 9月29日～2024年 9月30日	0.0000
第8期	2024年10月 1日～2025年 9月29日	0.0000
当中間期	2025年 9月30日～2026年 3月29日	

## 【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第1期	2017年 9月28日～2018年 9月28日	4.28
第2期	2018年 9月29日～2019年 9月30日	14.01
第3期	2019年10月 1日～2020年 9月28日	3.68
第4期	2020年 9月29日～2021年 9月28日	49.50
第5期	2021年 9月29日～2022年 9月28日	14.65
第6期	2022年 9月29日～2023年 9月28日	21.64
第7期	2023年 9月29日～2024年 9月30日	18.39
第8期	2024年10月 1日～2025年 9月29日	14.94
当中間期	2025年 9月30日～2026年 3月29日	6.23

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

## 2【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	2017年 9月28日～2018年 9月28日	36,569,704,223	6,973,620,888
第2期	2018年 9月29日～2019年 9月30日	192,792,045	12,337,715,206
第3期	2019年10月 1日～2020年 9月28日	80,815,237	4,805,449,533
第4期	2020年 9月29日～2021年 9月28日	895,103,213	4,551,654,313
第5期	2021年 9月29日～2022年 9月28日	2,629,247,539	1,583,950,873
第6期	2022年 9月29日～2023年 9月28日	2,218,844,463	2,652,322,912
第7期	2023年 9月29日～2024年 9月30日	956,883,537	1,186,555,602
第8期	2024年10月 1日～2025年 9月29日	1,701,541,487	761,386,415
当中間期	2025年 9月30日～2026年 3月29日	162,282,703	449,870,632

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

### 3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第284条及び第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づき作成しております。  
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間（2025年 9月30日から2026年 3月29日まで）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

【いちよし・インベスコ 世界中小型成長株ファンド】

## （１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	前計算期間末 2025年 9月29日現在	当中間計算期間末 2026年 3月29日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	308,214,760	329,011,620
投資信託受益証券	20,201,392,252	20,821,493,943
未収入金	4,700,000	70,000,000
未収利息	2,955	5,408
流動資産合計	20,514,309,967	21,220,510,971
資産合計	20,514,309,967	21,220,510,971
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払金	-	20,000,000
未払解約金	14,350,960	18,348,397
未払受託者報酬	3,058,422	3,476,567
未払委託者報酬	86,655,443	98,502,812
その他未払費用	3,659,919	1,506,394
流動負債合計	107,724,744	141,834,170
負債合計	107,724,744	141,834,170
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	10,392,276,002	10,104,688,073
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	10,014,309,221	10,973,988,728
（分配準備積立金）	6,856,816,448	6,564,767,144
元本等合計	20,406,585,223	21,078,676,801
純資産合計	20,406,585,223	21,078,676,801
負債純資産合計	20,514,309,967	21,220,510,971

## （２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前中間計算期間 自 2024年10月 1日 至 2025年 3月31日	当中間計算期間 自 2025年 9月30日 至 2026年 3月29日
<b>営業収益</b>		
受取利息	201,074	674,124
有価証券売買等損益	331,431,040	1,373,348,176
営業収益合計	331,229,966	1,374,022,300
<b>営業費用</b>		
受託者報酬	2,902,316	3,476,567
委託者報酬	82,232,259	98,502,812
その他費用	1,544,746	1,506,394
営業費用合計	86,679,321	103,485,773
営業利益又は営業損失（ ）	417,909,287	1,270,536,527
経常利益又は経常損失（ ）	417,909,287	1,270,536,527
中間純利益又は中間純損失（ ）	417,909,287	1,270,536,527
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	28,452,222	55,449,633
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	6,695,581,644	10,014,309,221
剰余金増加額又は欠損金減少額	952,523,885	176,106,667
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	952,523,885	176,106,667
剰余金減少額又は欠損金増加額	251,161,350	431,514,054
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	251,161,350	431,514,054
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	6,950,582,670	10,973,988,728

## （３）【中間注記表】

## （重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

## （中間貸借対照表に関する注記）

前計算期間末 2025年 9月29日現在	当中間計算期間末 2026年 3月29日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 10,392,276,002口	1. 中間計算期間の末日における受益権の総数 10,104,688,073口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.9636円 (10,000口当たり純資産額) (19,636円)	2. 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 2.0860円 (10,000口当たり純資産額) (20,860円)

## （金融商品に関する注記）

## 金融商品の時価等に関する事項

項目	前計算期間末 2025年 9月29日現在	当中間計算期間末 2026年 3月29日現在
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	中間貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	有価証券 同左 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

## （デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

## （重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

## （元本の移動）

項目	前計算期間末 自 2024年10月 1日 至 2025年 9月29日	当中間計算期間 自 2025年 9月30日 至 2026年 3月29日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	9,452,120,930円	10,392,276,002円
期中追加設定元本額	1,701,541,487円	162,282,703円
期中一部解約元本額	761,386,415円	449,870,632円

## 4【委託会社等の概況】

## (1)【資本金の額】

2026年3月末現在	資本金	490,000,000円
	発行可能株式総数	16,000株
	発行済株式総数	15,200株

過去5年間における主な資本金の増減  
該当事項はありません。

## (2)【事業の内容及び営業の状況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行なっています。  
2026年3月末現在、委託会社が運用する証券投資信託は以下のとおりです（ただし、親投資信託を除きます。）。

ファンドの種類	本数	純資産総額（百万円）
公募証券投資信託	13	623,555
追加型株式投資信託	13	623,555
単位型株式投資信託	0	0
私募証券投資信託	17	75,892
合計	30	699,447

## (3)【その他】

## (1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

## (2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

## 5【委託会社等の経理状況】

## 1. 財務諸表の作成方法について

委託会社であるいちよしアセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。  
記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 2. 中間財務諸表の作成方法について

委託会社の中間財務諸表は、財務諸表等規則並びに同規則第282条及び第306条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。  
記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 3. 監査証明について

委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第39期事業年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第40期事業年度の中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

## (1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金・預金	1,314,222	1,682,043
前払費用	12,436	12,616
立替金	19,489	25,436
未収委託者報酬	1,015,732	1,178,233
未収運用受託報酬	75,857	42,668
未収投資助言報酬	20,032	17,146
流動資産合計	2,457,771	2,958,144
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物	42,714	34,706
器具・備品	11,157	11,606
有形固定資産合計	1 53,872	1 46,312
<b>無形固定資産</b>		
ソフトウェア	2,273	62,431
ソフトウェア仮勘定	35,095	-
商標権	216	140
無形固定資産合計	37,585	62,571
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券	243,004	173,228
長期差入保証金	2 20,025	2 19,880
繰延税金資産	11,709	14,374
投資その他の資産合計	274,738	207,484
固定資産合計	366,196	316,368
資産合計	2,823,968	3,274,513
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
前受収益	-	7,437
預り金	3,996	3,365
未払金	325,580	363,974
未払手数料	2 309,417	2 355,871
その他未払金	2 16,162	2 8,103
未払費用	66,667	78,594
未払法人税等	348,014	344,503
未払消費税等	48,248	63,201
賞与引当金	4,947	6,132
流動負債合計	797,454	867,210
<b>固定負債</b>		
固定負債合計	-	-
負債合計	797,454	867,210
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	490,000	490,000
利益剰余金		
利益準備金	122,500	122,500

その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,398,746	1,779,580
株主資本合計	2,011,246	2,392,080
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	15,267	15,222
純資産合計	2,026,513	2,407,303
負債・純資産合計	2,823,968	3,274,513

## (2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	3,514,115	4,031,184
運用受託報酬	197,201	155,042
投資助言報酬	54,999	54,245
営業収益合計	3,766,316	4,240,472
営業費用		
支払手数料	1 1,303,422	1 1,456,826
広告宣伝費	12,449	16,938
調査費	319,126	394,237
情報機器関連費	158,935	176,012
営業資料費	30,621	38,924
委託費	129,569	179,300
事務委託費	55,658	62,183
器具備品費	5,421	3,094
営業雑経費	8,522	8,270
通信運送費	3,957	3,003
協会費	2,794	3,019
諸会費	12	32
会議費	50	263
教育研究費	1,708	1,951
営業費用合計	1,704,600	1,941,551
一般管理費		
給料	390,611	355,193
役員報酬	57,480	33,000
従業員給料	272,318	260,731
その他報酬給料	5,700	6,241
賞与引当金繰入	4,947	6,132
福利厚生費	50,165	49,088
交際費	3,433	3,020
旅費交通費	4,235	5,677
租税公課	35,473	31,366
不動産賃借料	33,483	21,043
その他不動産関係費	5,260	945
新聞書籍費	540	413
消耗品費	521	387
水道光熱費	2,273	1,958
雑費	525	919
減価償却費	22,230	18,284
一般管理費合計	498,589	439,210
営業利益	1,563,127	1,859,709
営業外収益		
受取配当金	5,335	80
雑収入	5	77
営業外費用		
雑損失	-	-
経常利益	1,568,467	1,859,867
特別利益		
投資有価証券売却益	39,430	9,291
特別損失		
投資有価証券売却損	-	4,868
固定資産除却損	299	-
税引前当期純利益	1,607,598	1,864,290
法人税、住民税及び事業税	490,171	574,391
法人税等調整額	1,267	2,934
法人税等合計	488,904	571,456
当期純利益	1,118,694	1,292,833

## （３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本			株主資本 合計	評価・換算 差額等	純資産 合計
	資本金	利益剰余金			その他 有価証券 評価差額金	
		利益 準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金			
当期首残高	490,000	122,500	888,051	1,500,551	24,570	1,525,122
当期変動額						
剰余金の配当			608,000	608,000		608,000
当期純利益			1,118,694	1,118,694		1,118,694
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					9,303	9,303
当期変動額合計	-	-	510,694	510,694	9,303	501,391
当期末残高	490,000	122,500	1,398,746	2,011,246	15,267	2,026,513

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本			株主資本 合計	評価・換算 差額等	純資産 合計
	資本金	利益剰余金			その他 有価証券 評価差額金	
		利益 準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金			
当期首残高	490,000	122,500	1,398,746	2,011,246	15,267	2,026,513
当期変動額						
剰余金の配当			912,000	912,000		912,000
当期純利益			1,292,833	1,292,833		1,292,833
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					44	44
当期変動額合計	-	-	380,833	380,833	44	380,789
当期末残高	490,000	122,500	1,779,580	2,392,080	15,222	2,407,303

## [重要な会計方針]

## 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

## (1) その他有価証券

市場価格のない株式等  
以外のもの決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。  
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動  
平均法により算定しております。）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

## 2. 固定資産の減価償却の方法

## (1) 有形固定資産

建物附属設備及び構築物

・2016年4月1日以降に取得したもの

定額法

上記以外

・2007年4月1日以降に取得したもの

定率法

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物附属設備及び構築物

6年

器具・備品

4年～15年

## (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法  
によっております。

## 3. 引当金の計上基準

## (1) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、当社所定の計算方法により算出した支払見込額を計上し  
ております。

## 4. 収益及び費用の計上基準

## (1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受取ります。当該報酬は一定の期間にわたる運用により履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

## (2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資一任契約に基づき、投資一任契約に基づき算出された計算基礎残高に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受取ります。当該報酬は契約期間にわたる運用により履行義務が充足されるという前提に基づき、対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

## (3) 投資助言報酬

投資助言報酬は、投資助言契約に基づき、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受取ります。当該報酬は契約期間にわたる均一の助言サービスの提供により履行義務が充足されるという前提に基づき、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。

## 5. グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

## [注記事項]

## (貸借対照表関係)

	(単位：千円)	
	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
1 有形固定資産の減価償却累計額	23,166	34,041
2 関係会社に対する資産及び負債		
長期差入保証金	19,880	19,880
未払手数料	307,690	353,787
その他未払金	618	632

## (損益計算書関係)

	(単位：千円)	
	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1 関係会社に対する取引の主なもの 支払手数料	1,293,664	1,448,261

## (株主資本等変動計算書関係)

## 1. 発行済株式数に関する事項

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	15,200	-	-	15,200

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	15,200	-	-	15,200

## 2. 配当に関する事項

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金 総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年6月20日 定時株主総会	普通株式	608	40,000	2023年3月31日	2023年6月22日

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の 原資	配当金 総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年6月19日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	912	60,000	2024年3月31日	2024年6月21日

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金 総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年6月19日 定時株主総会	普通株式	912	60,000	2024年3月31日	2024年6月21日

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の 原資	配当金 総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日

2025年6月18日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	1,140	75,000	2025年3月31日	2025年6月20日
----------------------	------	-----------	-------	--------	------------	------------

## （金融商品関係）

## 1. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（（注2）をご参照ください）。また、現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未払手数料及び未払法人税等は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、注記を省略しております。

## 前事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券	243,004	243,004	-
資産計	243,004	243,004	-

## 当事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券	173,228	173,228	-
資産計	173,228	173,228	-

## （注1）金融商品の時価の算定方法

## 資産

## （1）投資有価証券

投資信託は基準価額によっております。

## （注2）市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

該当事項はありません。

## （注3）金銭債権の決算日後の償還予定額

## 前事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年以内
(1) 預金	1,313,960	-	-	-
(2) 未収委託者報酬	1,015,732	-	-	-
(3) 未収運用受託報酬	75,857	-	-	-
(4) 未収投資助言報酬	20,032	-	-	-
合計	2,425,582	-	-	-

## 当事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年以内
(1) 預金	1,681,668	-	-	-
(2) 未収委託者報酬	1,178,233	-	-	-
(3) 未収運用受託報酬	42,668	-	-	-
(4) 未収投資助言報酬	17,146	-	-	-
合計	2,919,717	-	-	-

## 2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1 の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価  
レベル2 の時価：レベル1 のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3 の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

## 時価で貸借対照表に計上している金融商品

## 前事業年度（2024年3月31日）

区分	時価（千円）			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
投資有価証券 その他有価証券 証券投資信託	-	243,004	-	243,004
資産計	-	243,004	-	243,004

## 当事業年度（2025年3月31日）

区分	時価（千円）			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
投資有価証券 その他有価証券 証券投資信託	-	173,228	-	173,228
資産計	-	173,228	-	173,228

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

## 投資有価証券

市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

## (有価証券関係)

## 1. その他有価証券

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得価額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得価額を超えるもの 証券投資信託	233,798	211,000	22,798
小計	233,798	211,000	22,798
貸借対照表計上額が 取得価額を超えないもの 証券投資信託	9,206	10,000	794
小計	9,206	10,000	794
合計	243,004	221,000	22,004

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得価額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得価額を超えるもの 証券投資信託	172,330	150,000	22,330
小計	172,330	150,000	22,330
貸借対照表計上額が 取得価額を超えないもの 証券投資信託	898	1,000	101
小計	898	1,000	101
合計	173,228	151,000	22,228

## 2. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

区分	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	229	39	-
合計	229	39	-

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

区分	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	84	9	4
合計	84	9	4

(注) 上記その他有価証券の「売却額」「売却益」「売却損」には、「償還額」「償還益」「償還損」が含まれています。

## (収益認識関係)

## 1. 顧客との契約から生じる収益の分解情報

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
運用受託報酬	197,201	155,042
投資助言報酬	54,999	54,245
委託者報酬	3,514,115	4,031,184
合計	3,766,316	4,240,472

(注) 収益の分解情報は損益計算書の収益を基礎としております。

## 2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「財務諸表 重要な会計方針に係る事項 4. 収益及び費用の計上基準」に記載しております。

## (税効果会計関連)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	1,882	1,877
未払社会保険料	408	359

未払事業税	15,194	16,642
資産除去債務	-	-
減価償却の償却超過	960	2,500
その他有価証券評価差額金	-	-
繰延税金資産 小計	18,446	21,380
評価性引当額	-	-
繰延税金資産 合計	18,446	21,380
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	6,737	7,006
繰延税金負債 合計	6,737	7,006
繰延税金資産の純額	11,709	14,374

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳  
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が、前事業年度、当事業年度ともに法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。
3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理  
当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。
4. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の訂正  
「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13条)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後に開始する事業年度より、「防衛費特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産および繰延税金負債については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更して計算しております。  
なお、この税率変更による影響は、軽微であります。

## 〔セグメント情報等〕

## 〔セグメント情報〕

- 前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)  
当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。
- 当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)  
当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 〔関連情報〕

## 1 サービスごとの情報

- 前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)  
投信投資顧問業及び関連サービスに関する外部顧客への営業収益が、損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。
- 当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)  
投信投資顧問業及び関連サービスに関する外部顧客への営業収益が、損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 2 地域ごとの情報

## (1) 営業収益

- 前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)  
本邦の外部顧客への営業収益が、損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。
- 当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)  
本邦の外部顧客への営業収益が、損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

## (2) 有形固定資産

- 前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)  
本邦に所有している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。
- 当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)  
本邦に所有している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 3 主要な顧客ごとの情報

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位:千円)

顧客の名称または氏名	営業収益
いちよし中小型成長株ファンド	1,073,287
いちよしファンドラップ専用投資信託 内外株式	454,520

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位:千円)

顧客の名称または氏名	営業収益
いちよし中小型成長株ファンド	1,133,678
いちよしファンドラップ専用投資信託 内外株式	583,920

## 〔報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報〕

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報〕

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報〕

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

1. 関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容 又は 職業	議決権等の 所有 (被所有者) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	いちよし証券株式会社	東京都中央区	14,577	証券業	被所有 直接 100% 間接 -	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払い <sup>1</sup>	1,282,876	未払手数料	307,690
						特定金銭信託、及び年金信託に関する投資一任契約の代理に関する業務	代理業務にかかる報酬の支払い <sup>2</sup>	10,788	未払費用	3,024
						役員の兼任 出向者の受入	出向者負担金の支払い <sup>2</sup>	217,080	-	-
						グループ通算制度	グループ通算制度に伴う支払予定額	618	未払金	618

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

- 1 投資信託に係る事務代行手数料の支払いについては、商品性等を勘案し総合的に決定しております。
- 2 代理業務にかかる報酬の支払い及び、出向者負担金の支払いについては、いちよし証券株式会社と協議して決定しております。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容 又は 職業	議決権等の 所有 (被所有者) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	いちよし証券株式会社	東京都中央区	14,577	証券業	被所有 直接 100% 間接 -	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払い <sup>1</sup>	1,437,183	未払手数料	353,787
						特定金銭信託、及び年金信託に関する投資一任契約の代理に関する業務	代理業務にかかる報酬の支払い <sup>2</sup>	11,077	-	-

					役員の兼任 出向者の受入	出向者 負担金の 支払い <sup>2</sup>	228,699	-	-
					グループ通算制度	グループ 通算制度に 伴う支払 予定額	632	未払金	632

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

- 1 投資信託に係る事務代行手数料の支払いについては、商品性等を勘案し総合的に決定しております。
- 2 代理業務にかかる報酬の支払い及び、出向者負担金の支払いについては、いちよし証券株式会社と協議して決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

いちよし証券株式会社（東京証券取引所に上場）

（1株当たり情報）

	前事業年度 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）	当事業年度 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
1株当たり純資産額	133,323円27銭	158,375円19銭
1株当たり当期純利益金額	73,598円31銭	85,054円85銭

（注）なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないために記載していません。

1株当たり純資産額の算定上の基礎

	前事業年度 （2024年3月31日）	当事業年度 （2025年3月31日）
普通株式に係る期末の純資産額（千円）	2,026,513	2,407,303
1株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数（株）	15,200	15,200

1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎

	前事業年度 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）	当事業年度 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
当期純利益（千円）	1,118,694	1,292,833
普通株式の期中平均株式数（株）	15,200	15,200

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

中間財務諸表

（1）中間貸借対照表

（単位：千円）

	当中間会計期間末 （2025年9月30日）
資産の部	
流動資産	
現金・預金	1,250,137
前払費用	23,877
未収入金	117,059
立替金	28,285
未収委託者報酬	1,246,485
未収運用受託報酬	47,932
未収投資助言報酬	17,863
流動資産合計	2,731,641
固定資産	
有形固定資産	
建物	30,701
器具・備品	10,144
有形固定資産合計	1 40,846
無形固定資産	
ソフトウェア	55,216
商標権	101
無形固定資産合計	55,318
投資その他の資産	
投資有価証券	1,154
長期差入保証金	19,880

繰延税金資産	22,238
投資その他の資産合計	43,273
固定資産合計	139,438
資産合計	2,871,080
負債の部	
流動負債	
前受収益	7,110
預り金	6,118
未払金	341,161
未払手数料	339,246
その他未払金	1,914
未払費用	157,551
未払法人税等	331,034
未払消費税等	2,47,782
賞与引当金	7,001
流動負債合計	897,760
固定負債	
固定負債合計	-
負債合計	897,760
純資産の部	
株主資本	
資本金	490,000
利益剰余金	
利益準備金	122,500
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	1,360,712
利益剰余金合計	1,483,212
株主資本合計	1,973,212
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	106
純資産合計	1,973,319
負債・純資産合計	2,871,080

## (2) 中間損益計算書

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
営業収益	
委託者報酬	2,165,178
運用受託報酬	69,310
投資助言報酬	25,715
営業収益合計	2,260,204
営業費用及び一般管理費	1,125,411
営業利益	1,003,793
営業外収益	23
営業外費用	0
経常利益	1,003,816
特別利益	32,040
特別損失	69
税引前中間純利益	1,035,787
法人税、住民税及び事業税	315,560
法人税等調整額	905
法人税等合計	314,654
中間純利益	721,132

## (3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

(単位：千円)

	株主資本				株主資本 合計
	資本金	利益準備金	利益剰余金	利益 剰余金 合計	
その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金					
当期首残高	490,000	122,500	1,779,580	1,902,080	2,392,080
当中間期変動額					
剰余金の配当			1,140,000	1,140,000	1,140,000
中間純利益			721,132	721,132	721,132
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)					
当中間期変動額合計	-	-	418,867	418,867	418,867

当中間期末残高	490,000	122,500	1,360,712	1,483,212	1,973,212
---------	---------	---------	-----------	-----------	-----------

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金		
当期末首残高		15,222	2,407,303
当中間期変動額			
剰余金の配当			1,140,000
中間純利益			721,132
株主資本以外の項目の			
当中間期変動額(純額)		15,116	15,116
当中間期変動額合計		15,116	433,983
当中間期末残高		106	1,973,319

[ 重要な会計方針 ]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) その他有価証券

市場価格のない  
株式等以外のもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。  
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

市場価格のない  
株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

建物附属設備及び構築物

定額法

上記以外

定率法

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物附属設備及び構築物

6年

器具・備品

4年～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、当社所定の計算方法により算出した支払見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受取ります。当該報酬は一定の期間にわたる運用により履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資一任契約に基づき、投資一任契約に基づき算出された計算基礎残高に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受取ります。当該報酬は契約期間にわたる運用により履行義務が充足されるという前提に基づき、対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3) 投資助言報酬

投資助言報酬は、投資助言契約に基づき、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受取ります。当該報酬は契約期間にわたる均一の助言サービスの提供により履行義務が充足されるという前提に基づき、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。

5. グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

[ 注記事項 ]

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末 (2025年9月30日)	
1 有形固定資産の減価償却累計額	38,570千円
2 消費税等の取扱い	
仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。	

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)	
1 減価償却実施額	
有形固定資産	5,610千円
無形固定資産	7,252千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

## 1. 発行済株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 (株)	当中間会計期間増加 (株)	当中間会計期間減少 (株)	当中間会計期間末 (株)
普通株式	15,200	-	-	15,200

## 2. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月18日 定時株主総会	普通株式	1,140,000	75,000	2025年3月31日	2025年6月20日

## (2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が中間会計期間後となるもの

決議	株式の種類	配当の 原資	配当金総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年10月28日取 締役員会	普通株式	利益 剰余金	608,000	40,000	2025年9月30日	2025年10月30日

(金融商品関係)

## 1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（注2）をご参照ください。また、現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未払手数料、未払費用及び未払法人税等は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

当中間会計期間末（2025年9月30日）

(単位：千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券	1,154	1,154	-
資産計	1,154	1,154	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 投資有価証券

投資信託は基準価額によっております。

(注2) 市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額

該当事項はありません。

## 2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

当中間会計期間末（2025年9月30日）

区分	時価(千円)			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
投資有価証券 その他有価証券 証券投資信託	-	1,154	-	1,154
資産計	-	1,154	-	1,154

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類してお

ります。

（有価証券関係）  
 その他有価証券  
 当中間会計期間末（2025年9月30日）

種類	中間貸借対照表計上額 (千円)	取得価額 (千円)	差額 (千円)
中間貸借対照表計上額が 取得価額を超えるもの 証券投資信託	1,154	1,000	154
小計	1,154	1,000	154
中間貸借対照表計上額が 取得価額を超えないもの 証券投資信託	-	-	-
小計	-	-	-
合計	1,154	1,000	154

（収益認識関係）

1. 顧客との契約から生じる収益の分解情報

（単位：千円）

	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
委託者報酬	2,165,178
運用受託報酬	69,310
投資助言報酬	25,715
合計	2,260,204

（注）収益の分解情報は中間損益計算書の収益を基礎としております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、[重要な会計方針] 4. 収益及び費用の計上基準に記載しております。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

当中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

当中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

1. サービスごとの情報

投信投資顧問業及び関連サービスに関する外部顧客への営業収益が、中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が、中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所有している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称または氏名	営業収益
いちよし中小型成長株ファンド	574,465
いちよしファンドラップ専用投資信託 内外株式	358,597
いちよし日本好配当株&Jリートファンド 年4回決算型	239,109

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (2025年9月30日)
(1) 1株当たり純資産額	129,823円65銭

(算定上の基礎)	
純資産の部の合計額(千円)	1,973,319
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	-
普通株式に係る中間期末の純資産額(千円)	1,973,319
普通株式の発行済株式総数(株)	15,200
普通株式の自己株式数(株)	-
1株当たり純資産額の算定に用いられた 中間期末の普通株式の数(株)	15,200

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
(2) 1株当たり中間純利益金額	47,442円95銭
(算定上の基礎)	
中間純利益金額(千円)	721,132
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る中間純利益金額(千円)	721,132
普通株式の期中平均株式数(株)	15,200

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式は存在しないため、記載していません。

(重要な後発事象)  
該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書

2025年6月18日

いちよしアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員  
公認会計士 市川 克也

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているいちよしアセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第39期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、いちよしアセットマネジメント株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

### 財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付け

る。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注)1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の中間監査報告書

2025年12月22日

いちよしアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 市川 克也

## 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているいちよしアセットマネジメント株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第40期事業年度の中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、いちよしアセットマネジメント株式会社の2025年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注)1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。  
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の中間監査報告書

2026年6月5日

いちよしアセットマネジメント株式会社

取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

森重 俊寛

## 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているいちよし・インベスコ 世界中小型成長株ファンドの2025年9月30日から2026年3月29日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、いちよし・インベスコ 世界中小型成長株ファンドの2026年3月29日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年9月30日から2026年3月29日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、いちよしアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論

付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

いちよしアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注)1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。  
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。